

職長教育とは

職長は職場の要であり、労働者の安全衛生を確保する点でも同様である。作業に熟練している職長級の監督者の適切な指導によって、労働災害が著しく減少している例も見られる。

安衛法第60条では、労働災害の発生が比較的多い業種を特定し、その職場の職長などに就任する者を対象として、作業方法の決定、適正配置、部下の指導・監督の方法などについての安全衛生教育を行うべきことを定めている。

職長教育を実施する業種

職長教育を実施すべき業種は、安衛法施行令第19条で、次のように定められている。

- ①建設業
- ②製造業（次のものを除く。）
 - (イ) 食品品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
 - (ロ) 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - (ハ) 衣服その他の繊維製品製造業
 - (ニ) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
 - (ホ) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- ③電気業
- ④ガス業
- ⑤自動車整備業
- ⑥機械修理業

職長教育の内容

職長教育の内容は、安衛法第60条及び安衛則第40条で示されている次の事項について実施する（前頁表1参照）。

- ①作業手順の定め方

- ②労働者の適正な配置の方法
- ③指導及び教育の方法
- ④作業中における監督及び指示の方法
- ⑤危険性又は有害性等の調査の方法
- ⑥危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置
- ⑦設備、作業等の具体的な改善方法
- ⑧異常時における措置
- ⑨災害発生時における措置
- ⑩作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
- ⑪労働災害防止について関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法

職長の役割と職務

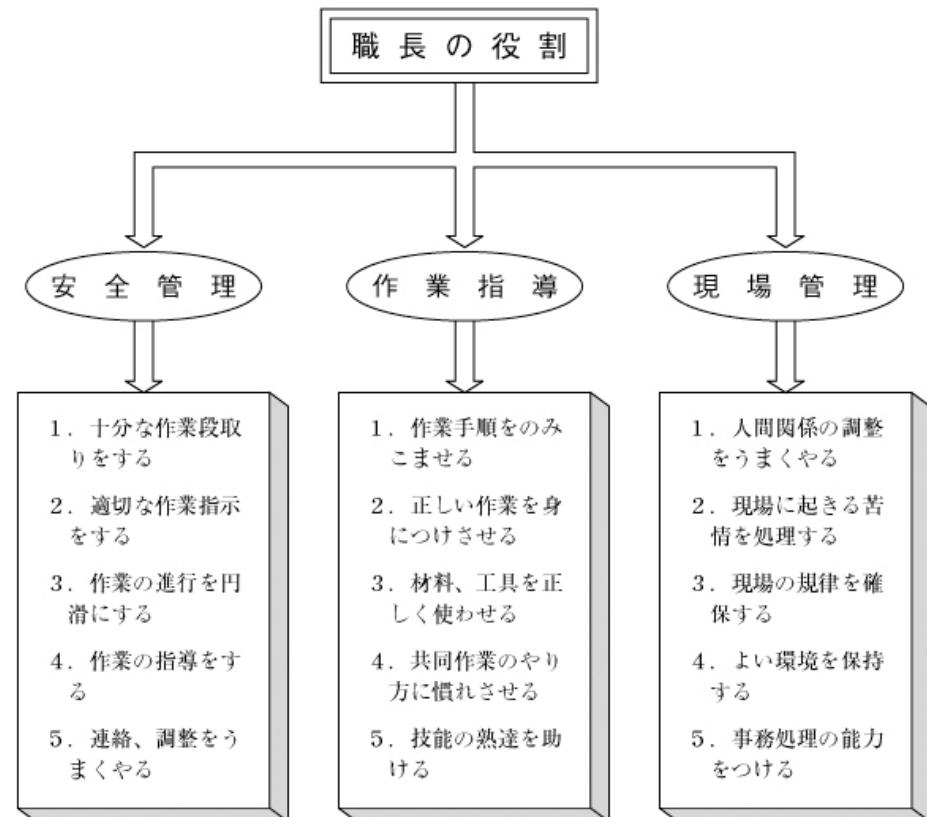
職長は、事業場の方針に基づいて現場の仕事を調整し、労働者を指揮・指導して安全衛生対策に万全を期しつつ生産活動を行う。事業場の安全衛生活動のPDCAサイクルに連動し、職場単位でこのサイクルの最前線を担当し、リスクアセスメントの実務を行う。職長は、管理者の情報管理の下に作業者の安全と健康の確保が円滑に実施できるよう、現場の直接の責任者として日頃から作業者と情報共有（報連相）に尽力する。職長の熱意、仕事への誇り、人柄、対話力、技量の程度により、現場の統率力、作業者のモラル、職場の雰囲気が大きく左右される。

職長の役割は、①安全管理、②作業指導、③現場管理等に大別することができる（図1参照）。

安全管理とは日々の仕事が安全で衛生的かつ効率的に行われるようすること、作業指導とは技能や安全衛生面で作業者の資質向上を図るように指導すること、現場監督とは良好な職場環境を作っていくことである。

職長の最大の役割は、労働災害を未然に防

図1 職長の役割



ぐことであり、もし、職場で災害が発生した場合には、その責任を負うことにもなりかねない。

その意味では、職長と法的責任の関係（図2参照）も認識しておく必要がある。

職長の心構え

職長は、「自分の職場から決して労働災害を起こさない、健康障害者を出さない」との決意を持って次のこと留意して職務に励むことが望まれる。

①仕事の意義の理解：この仕事が社会や企業にどのように貢献しているかを説明し、や

り甲斐を持ってもらう。

②裁量の余地の付与：仕事に裁量の余地を与えて自主的な仕事を促すことで、やる気を持つもらう。

③仕事の成果の評価：仕事の成果を評価し、ねぎらいの言葉をかけることで、仕事の達成感を得てもらう。

④明るさ、笑顔、寛容：仕事は順調なときもトラブル続きのときもあるが、「明るさ」、「笑顔」、「寛容」を心がけることで、職場の雰囲気が明るくなる。

⑤公平な態度：職長は個々の作業者と公平に接することで、職場の人間関係が良好にな